



## 重要事項説明書

株式会社ヒナタオエナジー

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

本書面は、お客さまが株式会社ヒナタオエナジー（以下「当社」）にガス需給契約を申し込み頂くにあたり、お客さまと当社とのガス需給契約に関する重要な事項および注意が必要な事項を説明するものです。これに関連する、ガス基本約款、サービスや料金の詳細は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）に掲載していますので、本書と併せまして、必ずご確認下さい。

### ■ヒナタオガスの提供について

- ・当社は、東京ガス株式会社（以下、「東京ガス」）（ガス小売事業者登録番号：A0020、所在地：東京都港区海岸 1-5-20）との取次委託契約に基づき、東京ガスの取次店として、東京ガスが供給するガスを販売致します。
- ・ヒナタオガスの各契約種別に関する適用条件、料金、設置確認、解約その他詳細は、当社が定める「ガス基本約款」および「ガス料金メニュー定義書」（以下、ガス基本約款とガス料金メニュー定義書をまとめて「約款」）、一般ガス導管業者（東京ガス）が別途定める託送供給約款、ガス工事約款に定める通りです。

### ■お申し込みについて

- ・本契約は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）によりお客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立し、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、本契約は継続します。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、他の事業者への解約連絡については当社から一般ガス導管事業者（東京ガス）へ連携して、一般ガス導管事業者（東京ガス）が代行して行います。ヒナタオガスサービス開始とともに現在お客さまが契約されている他の事業者とのガスの契約は解約されます。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、ご使用のガス機器や条件によってはガス料金が高くなる場合や、付随するサービス提供を受けられなくなる場合があります。また、他の事業者が提供する料金メニューや割引制度、サービス等への再契約ができなくなる場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
- ・お客さまの都合により当社へのガスの切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによるガスの使用開始希望日より前に当社にその旨を申し出ていただく必要があります。
- ・お客さまと当社のこれまでの契約状況等により、お客さまのお申し込みを承諾できないことがあります（短期解約後1年以内のお申し込みを含む）。

### ■ガスの供給開始予定日

- ・新たにガスの使用を開始する場合は、原則として、ガスの使用開始を希望する日を供給開始予定日とします。
- ・他の事業者からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、原則として、一般ガス導管事業者（東京ガス）との託送供給契約成立等所定のお手続きが完了した日以降に到来する最初の定例検針日の翌日を供給開始予定日とします。

### ■供給圧力や熱量など

- ・当社は、次に規定する圧力、燃焼性および熱量のガスを供給いたします。  
 <供給圧力> 最高圧力：2.5 kPa、最低圧力：1.0 kPa

<ガスグループ> 13A

<供給熱量> 標準熱量：45 MJ、最低熱量：44 MJ

### ■ガスご使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・前回の検針日（東京ガスがあらかじめ定めた毎月1度の検針を行う日）の翌日から今回の検針日までの期間を1か月（以下、「料金算定期間」）とし、その間のガスご使用量（一般ガス導管業者（東京ガス）が計量した値）に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。ガス料金の詳細は約款（<https://www.hinatao.co.jp/terms/index.html>）をご参照下さい。
- ・ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。
- ・新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が29日以下または36日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。・ガス料金の請求は、ガスの検針日以降、当社にて請求が可能となった日以降すみやかに行います。また、その請求額を当社ウェブサイトの情報提供サービス「マイページ」にてお客さまに掲載することで、請求いたします。
- ・ガス料金は、複数月まとめて請求することがあります。

### ■ガス料金のお支払い方法

- ・お支払い方法は当社指定のクレジットカードにてお支払いいただけます。

### ■その他供給に関わる費用

- ・ガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまよりガス工事約款に基づき、一般ガス導管業者（東京ガス）にガス工事をお申し込みいただけます。この場合、当該ガス工事にかかる費用はお客さま負担となり、一般ガス導管業者（東京ガス）に対し、直接お支払いいただけます。
- ・ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ガスメーターは除く）、ならびにお客さまのために設置されるガス遮断装置および整圧器（以下、それらを総称して「ガス設備」）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただけます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただけます。
- ・お客さまのガス使用またはガス工事の申込みに伴い、本支管および整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)について延長工事または入れ替え工事を行う場合、ガス工事約款に定める差額が生じるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものをお客さまにご負担していただけます。支払方法等詳細については、ガス工事約款（[construction-yakkan.tg-gas.com](https://www.hinatao.co.jp/terms/index.html)）をご参照ください。

### ■ガスの供給および保安に関するお客さまへのご協力をお願い

- ・ガスの供給にあたり、一般ガス導管事業者（東京ガス）が定める託送供給約款に規定された以下の事項にご協力いただけます。詳しくは、託送供給約款（[transport-yakkan.tg-gas.com](https://www.hinatao.co.jp/terms/index.html)）をご参照ください。
- ・お客さまは、東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

- ・ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者（東京ガス）に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者（東京ガス）は、ただちに適切な処置をとります。
- ・ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者（東京ガス）に通知していただきます。
- ・ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者（東京ガス）所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- ・お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者（東京ガス）に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。

#### ■ 供給または使用の制限等

- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給上必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまにご使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

#### ■ 供給施設の保安責任

- ・ガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設（内管およびガス栓等）についてはお客さまの責任において管理していただきます。
- ・一般ガス導管事業者（東京ガス）は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者（東京ガス）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者（東京ガス）は賠償の責任を負いません。

#### ■ 当社からの契約の変更および解約

- ・他の事業者の料金が改定された場合や、託送供給約款や関係法令等の改正および社会的経済的な影響等、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- ・約款を変更する場合（次項目に規定する場合を除く）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これを行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たな約款の適用開始日の 10 営業日前までに当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- ・解約のお申し出が上記期限まででない場合は、約款の変更をご承諾いただけたものとみなします。・お客さまと当社のこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を

解約することがあります。

- ・その他、支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが本契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を解約することがあります。
- ・当社は原則として解約となる期日の 15 日程度前および 5 日程度前までに、その旨をお客さまにお知らせします。

#### ■ お客さまからの解約・変更の方法

- ・他の事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の事業者へお申し込みください。
- ・お引越等、上記以外の理由による解約を希望される場合は、当社ウェブサイトより、ガスの供給停止を希望される日の 10 営業日前までに当社にお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。なお、お申し出を 10 営業日前までに頂いていない場合であって、東京ガスとの契約終了のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生したガス料金はお客さま負担となる場合がございます。
- ・契約内容の変更については、当社ウェブサイトよりご連絡ください。

#### ■ オプションサービスの提供

- ・東京ガスはヒナタオガスのお客さまに対し、東京ガスまたは東京ガスが委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、東京ガスが別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容（適用条件・適用期間等）については、その変更や中止なども含めて東京ガスのホームページ等でお知らせしますので、東京ガスへお問い合わせください。
- ・東京ガスの提供するサービス等のうち、ガス料金との合算による請求対象のもの（見守りサービスや警報器リース等）に加入中であり、当該サービス等の支払方法がヒナタオガスと同一の場合、東京ガスが別途定める当該サービス等ご利用規定の記載に関わらず、サービス料金等はヒナタオガス料金と合算にてヒナタオエナジーに支払うものとします。また、支払期日・支払い方法等はヒナタオエナジーのガス料金と同様とします。

#### ■ その他

- ・不払い等により契約解除となったお客さまにつきましては、契約締結をお断りする場合があります。
- ・お客さまの都合により契約解除された後、解約後 1 年未満のお客さまに対して、契約締結をお断りする場合があります。
- ・契約形態に不審な点がある場合、当社からお客さま情報を確認させて頂くこと、また契約締結をお断り又解除させて頂く場合があります。
- ・その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
- ・約款・サービス内容・キャンペーン情報等は変更されることがあります。最新情報は当社ウェブサイト等でご確認ください。
- ・本説明に記載のない事項については、約款、託送供給約款およびガス工事約款をご確認ください。

#### ■ 個人情報の取り扱いについて

- ・当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業及びこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。また、取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告配信等のために利用いたします。その他個人情報の取り扱いについては、当

社ウェブサイトの「個人情報の取り扱いについて」([https://www.hinatao.co.jp/privacy\\_policy/index.html](https://www.hinatao.co.jp/privacy_policy/index.html))をご確認ください。

■お問い合わせ先

- 当社お問い合わせ先：ヒナタオエナジー窓口

メールアドレス support@hinatao.co.jp

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および当社休業日を除く）

- ガス小売事業者：東京ガスお客さまセンター 電話番号 0570-002239（ナビダイヤル）

（IP 電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787）

受付時間 月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00

■クーリング・オフについて

・当社ウェブサイトにより、契約のお申し込みを行って契約を締結した日から起算して 8 日を経過する日までの間に限り、当社への電子メールによる連絡により、以下のクーリング・オフの効力が発生します。なお、当社がお客さまからの電子メールを受領した日を受領日とさせていただきます。お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは

- ① 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② 既にご使用になられたガスにかかわる料金、その他ガス需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払いを請求されることはありません。
- ③ ガス需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
- ④ 既にガス需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。

・電子メール送信先：support@hinatao.co.jp

・メール記載内容：① お客さまの氏名、住所、電話番号、② ご契約日、③ ご契約の料金メニュー名、④ 「②の日付の申込みを撤回します。または本契約を解除します。」